

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 99 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」について

企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、昨年 12 月 28 日に企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表しました。

これは、日本公認会計士協会で作成された税効果会計に関する各種委員会報告等を ASBJ へと移管する審議において、従来の「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（監査委員会報告第 66 号）における、企業の分類に応じた取扱いを基本的に引き継いだ上で、企業の実態をより適切に反映するために、必要な見直しを行ったものです。主な改正点は以下のとおりです。

(1) (分類 1) から (分類 5) のいずれの要件も満たさない企業は、過去の課税所得又は税務上の欠損金の推移、当期の課税所得又は税務上の欠損金の見込み、将来の一時差異等加減算前課税所得の見込み等を総合的に勘案し、各分類の要件からの乖離度合いが最も小さいと判断されるものに分類する (第 16 項)。

(2) 監査委員会報告第 66 号では、(分類 2) 及び (分類 3) について、「経常的な利益 (損益)」という会計上の利益に基づく要件としていたのに対し、指針では、「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得」に基づく要件に変更 (指針第 19 項及び第 22 項)。

(3) (分類 2) に該当する企業においては、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを「企業が合理的な根拠をもって説明する場合」、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする (指針第 21 項)。

(4) (分類 3) に該当する企業においては、5 年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを「企業が合理的な根

拠をもって説明する場合」、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする（指針第 24 項）。

(5) (分類 4) の要件を満たす企業においては、将来において 5 年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを「企業が合理的な根拠をもって説明するとき」は (分類 2) に該当するものとして取り扱う（指針第 28 項）。

(6) (分類 4) の要件を満たす企業においては、将来においておおむね 3 年から 5 年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることを「企業が合理的な根拠をもって説明するとき」は (分類 3) に該当するものとして取り扱う（指針第 29 項）。

<適用時期>

本適用指針は、平成 28 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度（3 月決算の場合、平成 29 年 3 月期）の期首から適用されます。ただし、平成 28 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度（3 月決算の場合、平成 28 年 3 月期）の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができます。